

# 核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第487回

令和5年7月4日（火）

原子力規制委員会

# 核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第487回 議事録

### 1. 日時

令和5年7月4日（火） 10：30～12：00

### 2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

### 3. 出席者

#### 原子力規制委員会

杉山 智之 原子力規制委員会 委員

#### 原子力規制庁

金城 慎司 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

志間 正和 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

金子 真幸 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

伊藤 岳広 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

島村 邦夫 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

澁谷 憲悟 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

#### 日本原子力研究開発機構

星 亜紀子 バックエンド技術部 技術主席

岸本 克己 工務技術部 次長

横堀 智彦 バックエンド技術部 高減容処理技術課 課長

須藤 智之 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理第1課 マネージャー

鈴木 武 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理第1課 マネージャー

木下 淳一 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理第2課 マネージャー

森 優和 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理第1課 主査

森田 祐介 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理第2課

北原 理 バックエンド技術部 高減容処理技術課 主査

#### 4. 議題

- (1) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の放射性廃棄物の廃棄施設に係る設計及び工事の計画の認可申請について

#### 5. 配付資料

資料1-1 「放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）」【第2回審査会合】

資料1-2 【令和5年5月30日の設工認その9に係る審査会合論点】No.2

#### 6. 議事録

○杉山委員 定刻になりましたので、ただいまから第487回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開催いたします。

議題は、お配りの議事次第に記載のとおりです。

本日の会合はテレビ会議システムを利用しておりますので、音声等に乱れが生じた場合には、お互い、その旨を伝えるようお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日の議題は議題1、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の放射性廃棄物の廃棄施設に係る設計及び工事の計画の認可申請についてです。本日の審査会合は令和5年3月24日付でJAEAから申請された原子力科学研究所の放射性廃棄物の廃棄施設に係る設計及び工事の計画の認可申請についてでありまして、申請内容は全11編から成ります。このうち既設の設備で実際の工事を伴わない変更を対象として、本日は説明していただきます。

それでは、JAEAは資料1を用いて説明を開始してください。JAEA、聞こえておりますか。少々お待ちください。

(音声トラブル)

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） それでは、放射性廃棄物処理場の横堀です。

こちらのほうから、放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係る第2回目の審査会合ということで、資料の御説明をさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願いいたします。

まず資料ですけども、2ページになります。2ページに第1回の審査会合の論点整理表を添付させていただいておりまして、今回の審査会合の中でNo.2の論点のところについて、

まず回答のほうをさせていただきたいと思います。

こちらの論点ですけれども、一例として許可基準規則の第7条、こちら不法侵入対策についてですけれども、こちらで処理場のほうは運用対応で、もともと整理をしております、ただ一方で他施設では設工認申請をしているところもあるということで、その違いについて説明することというものでございます。

こちらにつきましては別資料として回答を用意してございますので、そちらで御説明したいと思います。別資料の資料1-2でございます。こちらの回答ですけれども、まず、今、御説明のとおり、処理場としましては不法侵入対策については運用対応ということで、設工認申請は不要ということで整理をしたものでございます。

各処理場の建家関係については、安全機能の観点から整理した場合ですね、重要度分類上MS-3に該当いたしますが、こちらは鉄筋コンクリート造の堅牢な外壁で区画をしまして出入口については現在も施錠管理をしっかり実施をしているというものでございます。また、保管廃棄施設につきましてはPS-3、一部PS-2もございますけれども、そちらに該当するものがありますが、建家式は同様ですけれども、ピット式の保管廃棄施設につきましては施設周辺に柵などで区画しまして、同様に出入口については施錠管理をしているものでございます。また、この施錠管理につきましては、現在、保安規定にも定めて適切に運用しているような状況でございます。

今、御説明のとおりですね、処理場、安全施設として位置づけているものではございませんけれども、原子炉を設置するような施設がない、STACYとかですね、そういったところと比べてそういったものがない、処理場にはございません。また、大洗のようなリスクの高い $\alpha$ の固体廃棄物、こういったものを取り扱う施設も有していないということから、施設のリスクの違いなども考慮しまして、放射性廃棄物処理場におきましては施錠管理をしっかり運用対応で引き続き行っていくということで問題ないというふうに考えてございます。

次に、もう一つ、設計ではなくて運用対応で整理しているものがございまして、そちらが許可基準規則の第10条、誤操作の防止についてでございます。こちらにつきましても、技術基準上のこれら誤操作防止に係る該当条項がないということもございまして、こちらは運用対応ということで整理をしているというものでございます。

まず、論点、第1回審査会合でいただいた論点のNo.2の回答は以上とさせていただきます。

このまま資料1-1に戻って説明を続けてもよろしいでしょうか、それとも一旦ここで切ったほうがよろしいでしょうか。

○金子チーム員 規制庁、金子です。

資料の説明を続けていただいて、資料の説明終了後に質疑応答をさせていただきたいと思います。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） はい、承知いたしました。

それでは、資料1-1の資料に戻りまして、設工認（その9）の今回の内容について御説明をさせていただきます。

まず、ページですけれども、7ページ以降が具体的な内容となっておりまして、第2編の誤操作防止に係るインターロックのところになります。こちら、ページのほうはですね、具体的に図面等を見ていただいたほうが分かりやすいかと思っておりますので、10ページになります。

代表例でお示ししたものでございますけれども、こちらは金属溶融設備の誤操作防止のインターロックということで、写真にあるとおり廃棄物を搬入する搬入口のところに二重の扉を設けているというものでございます。こちらが同時開放しないようなインターロックを設けているというものでございます。

また、11ページには第2廃棄物処理棟に設ける固体廃棄物処理設備・Ⅱのセルの上部にこういったゲートというものを設けておりまして、このゲート自体が廃棄物の受入れ、この上にキャスクを設置して搬入するわけですけれども、キャスクが乗っていない状態でこのシャッターが開かないようなインターロックを設けているといったもので、閉じ込めを確保するようなものになってございます。

また、12ページですけれども、こちらが液体系の処理設備、1か所ございまして、第3廃棄物処理棟のセメント固化装置になってございます。こちらは図面のとおりのセルの、セルというかフードですね、こちらのフードの中でセメント固化した混練物を取り扱うわけですけれども、フードの出入口の扉が開いている状態でミキサーから排出弁が開かないと、要は排出できないような、そういったインターロックを設けているといったものになってございまして、これらについての申請となっております。

次に適合性の説明ですけれども、16ページになりますけれども、まず第十一条ですね。こちらの資料、すみません、説明がちょっと漏れましたけれども、もともと設工認、3月に申請をさせていただいておりますけれども、そこからちょっと記載が不十分、足りないところ

もありまして、そういったところを今回、適切なタイミングで今後補正をするに当たって、青字の下線部については現行の設工認申請から追加でこちら記載をさせていただきたいと考えているところで、青字の下線部も併せて御説明をさせていただきます。

まず第十一条、機能の確認等でございます。こちら試験検査や保守管理、保守、また修理、そういったものができなければならないということで、こちらについては、放射性廃棄物処理場には原子炉容器その他の試験研究用等の原子炉の安全を確保する上で必要な設備はございませんが、許可整合の観点からこちらの条項も適合させるということで、インターロック機能を確認するための試験または検査を行えるものとするということ。それから作業環境やスペースなども確保しまして、また定期的にインターロックの機能も作動確認などを実施すること、こういったものを保安規定や下部規定などに定めることによって、これらの機能を維持するための保守または修理を行えるものとするということで、こちら適合の条項に加えたいと考えてございます。

以降、今後説明する各編については、同様に十一条は追加をさせていただきたいと考えております。

続いて、17ページでございます。適合性、第三十五条ですね、廃棄物の処理設備に係るところの1項の第六号、七号ということで、こちらも今、先ほど図面で御説明をしましたインターロックを設けることによって放射性物質の漏えいを防止したり散逸を防止したりということで、そちらの適合条項として追加を、記載をしてございます。

また、18ページになりますけども、許可との整合のところ、こちら十一条を今回追加させていただくということで、設計方針のところ、許可上の安全施設、第12条のところの第4項にこちらに係る記載がございますので、そちらを追加させていただきたいと考えております。

続いて、使用前事業者検査の項目関係ですけれども、こちらはまず19ページですね、19ページでございますけども、1号検査はございませんが2号検査で性能検査を考えてございまして、こちらは二重の扉が同時開放しないということを確認するといったものでございます。そのほかは同様でございますので本日の説明は割愛しますが、同様にそういった性能を確認する検査を予定しております。

以上が第2編の御説明となりまして、続いて22ページ以降、第3編、金属溶融設備及び焼却・溶融設備の圧力逃し機構の設置ということで御説明をさせていただきます。

こちら24ページでございますが、設計条件と設計仕様を示してございます。この中で設

計条件にも記載をさせていただいておりますけれども、本逃し弁ですけれども、こちらは炉内の焼却炉、それから溶融炉がございますけれども、炉内の圧力が異常に上昇した場合に圧力を逃がすために設けているものでございます。これらの材料について、強度及び耐食性を有する材料ということ、それから設定してある設計の作動圧でしっかり作動すること、また作動した後に弁から出た気体状の放射性物質、そういったものを高性能フィルタ等を通して除去して排気筒のほうに排出するといったこと、それから、このフィルタについては交換が容易にできる構造ということで記載をさせていただいております。

設計仕様のところで、まず型式は金属溶融設備のほうがスイング逆止式、それ以外は重錘式となっております。主要の材料ですけれども、こちらはステンレス鋼、SUS304、それから一部SCS13、こちらはステンレス鋳鋼ということでSUS304相当に該当するものでございますけれども、そういった構造のものでなっております。作動圧力は、こちら記載のとおりでございます。

また、下の高性能フィルタですけれども、それぞれ捕集効率99%以上のフィルタを設ける構造としてございます。

25ページになりますけれども構造のところ、左側が金属溶融設備のもので、こういった形でスイング逆止式の安全弁をつけてございます。また、右側が焼却・溶融設備ということで重錘式のものとなっております。

続きまして、26ページにフィルタユニットの構造を示したものでございます。こちら図面、写真のとおりですね、こういった形のものになってございまして、高性能フィルタを1段設けているものになってございます。また、フィルタの交換用の点検口というものもそれぞれ設けておりまして、容易に交換できるものとなっております。

続いて、27ページでございます。こちらが系統図になってございまして、赤でラインを示してございますけれども、各炉からこのような形で独立した形で排気筒まで接続をされているもので、間にフィルタをかませているといったものになってございます。

続いて、適合性の説明になりますけれども、31ページ以降になりますが、まず31ページ、第十一条は先ほどの御説明のとおりで、こちらを追加させていただくということで説明は割愛させていただきます。

32ページでございます。まず第十二条、材料及び構造のところ、こちらの第一項ですね、強度及び耐食性の確保というところでございます。こちらの圧力逃し弁の材料ですけれども、先ほど御説明したSUS304などになりますので、こちらは運転中の炉内の雰囲気

度、約500℃ぐらいになりますけれども、そちらの高温環境下でも十分な強度を有し、また処理中に発生するガス、主に酸化性のガス、酸化物などのSO<sub>x</sub>やNO<sub>x</sub>のようなもの、そういったものに対する耐食性、そういったものに優れた材料であるSUS304等のステンレス鋼とするということで強度及び耐食性を確保するものでございます。

続いて第十三条の安全弁等でございます。こちらは要求事項としまして重要度に応じて機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する、そういった安全弁、逃し弁などを必要な箇所に設けなければならないということで、こちらは、運転中は通常、常に負圧に維持しているものでございますので、炉内の圧力が正圧側に上昇した場合に先ほど設計仕様でお示したような十分低い圧力の範囲で作動するという、そういった弁を設けていると。これは各炉の上部に設けていることで、そちらの対応が可能ということとなっております。

続いて、33ページでございます。第十五条、放射性物質による汚染の防止の2項のところになりますけれども、こちら安全弁等から排出される流体、放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るということで、こちらは先ほど御説明のとおり、弁の後段に捕集効率99%以上の高性能フィルタを設けることによって、こちらは安全に廃棄できる設計としてございます。

続きまして、二十一条、安全設備のところの第三項ですね。こちら設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるというもので、処理場には設計基準事故等はございませんけれども、想定する事故などを考慮しまして、先ほど御説明した高温の環境下、そういった中においても、また発生するガスに対する耐食性にも優れたもので、弁に作用する圧力によって確実に作動する設計というものでございます。

これ以外にも、圧力逃し弁以外にも設備としてはインターロックを幾つか設けてございます。こちらは既認可の機能として設けたものでございますけれども、同様に温度上昇や圧力上昇によって加熱の停止ですとか廃棄物の供給停止などのインターロックを設けておりますので、こちら、なお書きで追記をさせていただいております。

続きまして、34ページでございます。第三十五条の廃棄物処理設備のところになります。こちらは、一号については濃度限度ということで、こちらはフィルタを設けているということになります。

また、四号でございます。こちらは排気口以外の箇所において排出しないということで、



こちらは先ほど系統図で御説明したとおり、独立した系統とすることによって排気筒の接続口以外から排出することがないというものでございます。

また、第五号で容易にですね、ろ過装置の取替が容易な構造であることということで、こちらでもフィルタの交換用の点検口を設けることによって容易な構造としてございます。

また、第七号、散逸防止、これはこれまで御説明したとおりですね、圧力逃し弁の作動やフィルタによって散逸し難い構造ということになってございます。

続きまして、36ページに使用前事業者検査の項目及び方法ということで、こちらの検査につきましても、まず材料検査になります。こちらは既設の設備ということもございまして、ステンレス鋼であることを竣工時等の図書等によって確認するというのを考えてございます。また、外観、これは目視による外観の確認。それから、性能検査としては、先ほどの所定の作動圧力の範囲で弁が作動すること、またフィルタの捕集効率が所定の値以上であることということを確認するという検査を行うものでございます。

以上が第3編、圧力逃し機構に係る説明でございます。

続きまして第6編、通信連絡設備の設置ということで、38ページ以降に御説明をつけてございます。

こちら、ちょっとページが飛びますけれども、42ページの設計仕様のところで御説明をさせていただきます。

まず、施設間通信連絡設備ということで、こちらは各施設側に設ける事故現場指揮所、それから現地対策本部、その間で通信連絡をするためのものということで、指揮所に設置するものになってございます。指揮所は、この表6.1に示すとおり第2廃棄物処理棟、第3廃棄物処理棟、解体分別保管棟の付属建家、減容処理棟管理棟、それぞれの会議室を設置場所としてございます。これらに設置をする通信連絡設備としては、固定電話各2台、また携帯電話各1台、こういったものを設置して現地対策本部との通信連絡で使用するものになってございます。

続きまして、44ページになります。こちらが処理場内の通信連絡設備ということで、処理場の事象発生施設と指揮所側で通信連絡を行うために使用するものになってございます。

こちらの詳細は45ページを御覧ください。45ページの表の6.2になりますけれども、こちらが、その中で事故現場指揮所側に配置する通信連絡設備の一覧になってございます。こちらは固定電話であったり携帯電話、それからページングですね、こういったもの、あと屋外の施設については長距離用のトランシーバー、そういったものを設置して対応すると

いったものでございます。

続きまして46ページ、こちらが事象発生施設側のほうに配置をする通信連絡設備の一覧ということで、表6.3になります。こちらは主にページング設備がメインになってまいりますが、屋外の保管廃棄施設なども含めまして固定電話や携帯電話、それからトランシーバーなどもそれぞれ必要に応じて設ける必要がありますので、そういったものを申請対象として今回申請をしているものでございます。

続きまして、適合性の説明になりますけども、51ページになります。こちら、第十一条は先ほどと同様で割愛をさせていただきます。

四十二条、通信連絡設備等ということの第1項が該当いたしますが、先ほど御説明したようなページング設備や固定電話、携帯電話、トランシーバー、そういったものを設けることによって通話ができる、そういった指示ができるようなものとなってございます。

2項に関しましては、こちら記載のとおり現地対策本部に設ける通信連絡設備ということで、こちらは先行する施設で既に認可を取得しているものを共用で使うということで、こちらはその旨をこちらに記載をしているというものでございます。

こちらに係る試験検査のところですけども、55ページになります。こちらの使用前事業者検査の項目及び方法ということで、主に員数検査、それから性能検査ということで、それぞれの通信連絡設備を使って通話ができることを確認するといったものでございます。こちらが55ページ、56ページにその旨、記載をしてございます。

以上が第6編の説明となります。

続きまして、57ページ以降が第7編、こちらは避難用照明、誘導標識及び誘導灯などの設置になります。

こちらの説明も60ページの設計仕様のところを御覧ください。こちら設計仕様のところで避難用照明、誘導標識及び誘導灯の台数ということで、こちらは記載のと通りの台数を設けているものでございますけれども、表の中で給電方法というものを追加してございます。こちらの処理場については、基本、蓄電池式のものがほとんどなんですけれども、第2廃棄物処理棟、こちら赤枠のところですけども、こちらにはディーゼル発電設備から給電するものもございまして、こちらが予備電源式となってございますので、そういった記載の書き分けのために今回追加をしたいというふうに考えてございます。

続いて、61ページの設計仕様のところ、61ページになりますけども、まず、こちら機能のところ誘導標識、誘導灯、こちらは消防法等に基づいて設置をしているものでござい



す。

続きまして、76ページが発生廃棄物保管場所になります。こちらにつきましては、各部屋に設けている場所につきましては鉄筋コンクリート造になってございますが、第1廃棄物処理棟の1階保管庫、それから2階の保管庫、また第3廃棄物処理棟の保管庫A、B、こちらにつきましてはヨド物置というか物置式のもので箱形の鋼製のものを設置しているということで、そちらは一部、そういったものがあるということになってございます。

こちらの設計仕様のところですけども、寸法などを主に書いておりますが、こちら図面等で説明させていただきますので、79ページ以降を御覧ください。こちら代表例ですけども、廃棄物一時置場ですね。こういった赤で囲った、ちょっとここの部分は機器があったりとかですね、ありますので、ちょっと複雑な形になってございますが、こういった形でエリアを区画しまして置場を確保するといったものがございます。

また、80ページになりますけども、こちらが第2廃棄物処理棟、こちらはセル内に設けているものでございまして、このようにラックを設けて、その中に一時的に保管するというラック式のものがございます。

また、81ページの右側の代表例4のほうですね。こちらは減容処理棟に設ける一時保管室ですけども、こういった棚ですね、立体棚を設けているような形で、ここに廃棄物を一時的に保管するといった、そういった形の設備を設けておまして、これらの棚の数であったり寸法によって最大保管本数を確保するといったものになってございます。

続いて、適合性の説明ですけども、まず82ページ、82ページを御覧ください。ちょっとこちらは記載が不足、足りない部分があったので、こちらは一部修正をさせていただきたいと考えているところで、まず第六条ですね。地震による損傷の防止の1項のところですけども、こちら先ほど御説明したとおり建家の室内を保管場所としているものと、それから室内に鋼製の保管場所を設置しているものがございまして、どちらも閉じ込め機能としましては建家で確保しているというものでございます。これらについては、静的な地震力が作用した場合においても建家の健全性が確保されるということで、公衆への影響を及ぼすおそれがないため該当しないということで明確化を図りたいというふうに考えてございます。

また、83ページの第十五条になりますが、こちらの4項でございまして、こちら対象の部分、一部、第2廃棄物処理棟のセルの中のものには除きますけども、保管する容器表面に汚染がないことを確認した上で当然保管をしているというものでございます。また、保管

場所自体は静的な設備でございます、廃棄物が漏えいするおそれがないので、こちらも該当しないということになります。

なお、第2廃棄物処理棟の処理前廃棄物収納セル、こちらにつきましても、そもそも人が頻繁に出入りする場所ではないということで、こちらも該当しないということで、その理由をより具体的に明確化させていただきたいと考えております。

また、84ページの第三十六条の1項3号ですね。こちらにつきましても、これらの保管場所につきましても核燃料物質や使用済みの燃料などがいないということで、当然、崩壊熱、それから、そういった照射により発生する熱、こういったものは考慮する必要はないという施設になってございます。

また、化学薬品につきましても発生元で中和を行った上で容器に収納するという事で、著しく腐食するおそれがないということで該当しないという、その該当しない理由を明確化させていただきたいと考えております。

適合性の説明になりますけども、85ページになります。こちらの下のところ、第二十一条、安全設備の四号のイ、こちら火災の発生防止ですね。可能な限り不燃性または難燃性の材料を使用するという事で、先ほどの部屋で設けているところは建家の鉄筋コンクリート造になりますけども、発生廃棄物保管場所のうち箱形の保管庫につきましても、こちらは鋼製の材料とすることによって火災の発生を防止する設計ということで、こちらの条項も適合の条項に追加をしたいと考えてございます。

続いて、86ページ、第三十六条になります。こちらは容量、それから漏えいし難い構造ということで、容量は先ほど御説明したとおりでございます。また、構造についても鉄筋コンクリート造または鋼製ということにすることによって漏えいし難いところを担保するというものでございます。

これらに伴いまして許可整合のところ、87ページになりますけども、方針6、火災による損傷の防止、それから方針10、こちらは十一条に係るところで一緒ですけども、こういった部分を追加させていただきたいと思っております。

これらに係る試験検査ですけれども、91ページになります。まずはエリアのところは寸法検査で寸法の測定、それからラック式のものや立体棚のようなもの、これは据付けの検査で棚の数や管の本数ですね、そういったものを確認するもの、それから外観検査を予定しているものでございます。

以上が第8編になります。

最後、第9編でございます。固体廃棄物一時保管棟の構造（遮蔽性能及び耐震性能確認）及び容量ということで、こちらにつきましては設計条件、96ページを御覧ください。こちら構造ですけれども、こちら記載のとおり重要度分類としては耐震のほうはCクラスの鉄筋コンクリート造で、地上1階建ての建物になってございます。保管能力としましては800本、200Lドラム缶換算で800本で、主に保管廃棄するものは可燃性の固体廃棄物となっております。遮蔽についてはこちら記載のとおりでございますが、管理区域のほかに人の居住の可能性のある敷地境界外における線量当量率ということで、年間 $50\mu\text{Gy}$ 以下、 $1\text{mSv}$ 以下ということで記載をしてございます。

これらにつきましては、可燃性の固体廃棄物はA-1ということで、表面の線量当量率で $0.5\text{mSv/h}$ 未満というものでレベルが低いものになりますけれども、こちらは、それらを搬入する搬入口ですけれども、こちらには鋼製のシャッターを設けておりまして通常閉止をしている。そこ以外に開口部のない構造としてございます。壁はコンクリートの遮蔽になっていまして、管理区域の設定基準 $1.3\text{mSv}$ 、三月間ですけれども下回るようになってございます。また、直接ガンマ線、それからスカイシャインガンマ線の放射線影響ですけれども、こちら敷地境界外のところの空気カーマで $50\mu\text{Gy}$ 、年間ですね、以下となるようになってございます。また、空間線量率につきましても年間 $1\text{mSv}$ を下回るようにするというところでございます。

続きまして、97ページの設計仕様のところですが、まず、こちらの構造の中で、こちらは新しく原子炉の許可を取ったものになりますので、第5条の地盤や第6条の地震のところがございますけれども、これらについては設計条件、仕様としまして当該の地震力が作用した場合でも施設を十分に支持することができる地盤に設置するもの、それから許容応力度や保有水平耐力なども満足するような設計とするということとしてございます。

また、遮蔽のところも含めまして先ほどの御説明のとおり開口部を設けない構造ということに加えまして、一部運用としましてシャッターを開放する際には事前に金属容器ですね、保管している金属製の容器の保管状況について異常がないことを確認するようなことをしてシャッターを開放するような運用も行うということにしてございます。

98ページに保管のイメージというか、写真と図面などもおつけしてございます。

こちらにつきましては、適合性の説明のところになりますけれども、まず102ページでございます。第五条、地盤ですけれども、こちらは最新の建築基準法——関係規定も含めますけれども——に基づく耐震評価において、地盤、接地圧が地耐力を下回ることを確認すると

いうものでございます。また、その下の第六条、地震による損傷の防止、こちらも同様に耐震Cクラスの基準を満足することを確認するという事で、こちらにつきましては、「耐震計算方針書」を添付するという事で、添付をさせていただきたいと思っております。

続いて、103ページですけれども、下のところ、第十六条（遮蔽等）のところ、こちらは1項の線量限度を十分下回るということで、こちらは先ほど来、御説明しているとおりでございます。また、遮蔽能力につきましては、後ろに遮蔽計算書を添付するという事で、こちらで遮蔽能力を有していることを確認してございます。

続いて、104ページが第二十一条（安全設備）の4号のイ、こちらは火災のところですが、こちらも先ほどと同様ですけれども、鉄筋コンクリート造とすること、それから搬入口には鋼製のシャッターを設けることにより、火災の発生を防止する設計としてございます。

また、105ページが第三十六条になりますけれども、こちらは1号、2号のところでは量と漏えいし難い構造、それから2項の汚染が広がらないように設置ということで、1項等の容量については、先ほど御説明したとおりでございます。2項につきましても、同様ですね。シャッター以外の開口部を設けないということがございます。また、2項につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、一部運用ということで、シャッターを開放する前に状況を確認すると。異常がないことを確認するという、こういった部分は保安規定または下部規定にしっかり定めることによって、汚染が広がらないようにするといったことを記載してございます。

以降、許可との整合については、今、御説明した追加をしたい条項も含めて、許可上の設計方針なども追加をしたものでございます。

こちらの検査に係る部分で、110ページでございます。こちらが寸法検査、置場の寸法検査や外観の検査などを行うことで考えてございます。

112ページに、遮蔽計算書をお付けしておりますが、こちらの2.3、一番下のところですが、評価結果ということで、こちら、管理区域境界のところは、こちら記載のとおり、 $4.2 \times 10^{-1} \text{mSv}/3\text{月}$ が最大ということで、こちらは基準を下回ることを確認しているものでございます。また、人の居住の可能性のある敷地境界外におきましての実効線量ですが、こちらでも  $4.5 \times 10^{-5} \text{mSv}/\text{年}$  ということで  $1 \text{mSv}$  を下回るということ、それから、グレイ換算でも  $4.5 \times 10^{-2} \mu \text{Gy}/\text{年}$  ということで、こちらでも  $50 \mu \text{Gy}$  を下回ることを確認してございます。また、この施設のみではなくて、処理場地区にある保管廃棄施設からの寄与、こ

れらを合算した場合においても、こちらの1mSv、それから50 $\mu$ Gyを十分下回ることを確認しているものでございます。

最後になりますけども、114ページ以降に、耐震計算方針書ということでお付けしてございまして、こちらは115ページの結果を簡単に御説明させていただきます。耐震評価結果としまして、地盤のほうは、こちらのとおり、接地圧が地耐力を下回っていることを確認してございます。また、許容応力度につきましても、最大の検定比が1を下回っていることを確認してございます。また、保有水平耐力に関しましては、こちらに記載のとおり、1を大きく上回っていて、十分問題ない耐力を確保できていることを確認しているといったものでございます。

説明は以上になります。

○杉山委員 ただいまの説明内容に関しまして、質問、コメント等ございますか。

伊藤さん。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

今回、技術基準第十一条について、申請範囲のうち、六つの編について適合性の説明を追加しましたということで説明いただいておりますけれども、処理場の許可の記載に照らして考えますと、許可側では放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め・遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験検査を行えるように設計をするというふうにしておりますので、これを考えますと、閉じ込め・遮蔽に必要な設備に絞って申請すべきであって、通信連絡設備であるとか、避難用照明、誘導標識、誘導灯などは不要なのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 処理場、岸本です。

まず、今、御指摘いただいた点、確かに許可ではそのようになっております。ちょっと一度、幅広にちょっと考えて、間接的な要素も考えてこのようにいたしました。今いただいたコメントを考慮して、ちょっと再検討させてください。もともとは、許可ではそのようになっているんですけども、繰り返しになります。ちょっと幅広に捉えてというところではございましたが、少し再検討させていただきたいと思っております。

以上となります。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

設工認、認可の基準として、許可との整合性というのがありますので、それも踏まえて、齟齬がないような整理をお願いいたします。



続いて、もう一点指摘をさせていただきたいのですが、同じく技術基準の十一條に関して、資料1-1の120ページのところで、六つの編に関係した試験、検査、保守・修理をどうするのかというのを資料で提示をいただいております。試験、検査、保守・修理の目的としまして、機能を維持するというのは当然目的になっていますので、それぞれ、維持すべき機能は何なのかとか、どういった手法によって、保守・修理なりで具体的に維持ができるのかというところが十分示されていないように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀ですけれども、すみません、そちらについては、おっしゃるとおり、ちょっと具体的な記載はこちらにさせていただきますので、そちらについては、改めてちょっと具体的なところを、もう少し精査をした形で追記をしていきたいというふうに考えております。また改めて御説明をさせていただきたいと思います。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

適合の判断に必要な内容でございますので、よろしくお願いたします。

○杉山委員 金子さん。

○金子チーム員 規制庁、金子です。

今、伊藤から指摘がありました十一條のところなんですけど、資料ですと、説明資料の16ページですかね、どうもJAEAの整理が悪いなと思って見ていたんですけど、そもそも、16ページの適合性の説明のところ、ちょっと変じゃないかと思えます。

まず1行目なんですけども、「処理場には、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備はないが」と、こういう説明があって、とはいえ許可に書いてあるので云々かんぬんと、そういう記載があります。確かに十一條の、技術基準の十一條の要求を見ると、「試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能」とありますので、これを四角四面に捉えると、処理場には原子炉はありません。それは当然のことなんですけども、とはいえ、処理場については試験炉則で規制が行われているわけでありまして、処理場においても、いわゆる原子炉の安全に相当するような、処理場の安全を確保する上で必要な設備というのが必ずあるはずなんです。したがって、法の精神を踏まえまして、四角四面に、原子炉はないからというふうな解釈をするのではなくて、処理場の安全を確保する上で必要な設備は何なのか。また、先ほど伊藤から指示がありましたけども、処理場の安全を確保する上で必要な機能は何なのか、そういったものが整理されれば、自然と検査の上で必

要な確認事項というのでも整理されると思います。したがって、繰り返しのようになりますけれども、法律の条文を四角四面に捉えるわけではなくて、法の考え方、目的を踏まえて、再整理をしていただければと思います。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 処理場、岸本です。

コメントいただきまして、どうもありがとうございます。趣旨、理解しました。処理場として、安全を書く上でどうだという観点で、もう一度、記載を整理させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。再整理させていただきます。

○杉山委員 ほかにございますか。

伊藤さん。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

今の数点の指摘は、全体的な指摘ということで申し上げておりましたが、具体的な編の内容についてコメントさせていただきます。

第2編、インターロックの関係ですけれども、資料1-1の17ページを御覧いただきますと、技術基準規則第三十五条の1項7号に対して適合するものということで、適合性の考え方を示していただいておりますが、インターロックだけの機能でもって施設としての第三十五条1項7号の適合を満足しているのかということ、どうもそうでもないように思っておりまして、負圧の維持であるとか、ほかの設備の機能と合わせて、この条項を満足しているのかなというふうに考えております。仮にそうであるとすれば、ほかの設備の機能等の関係も含めて説明をいただけないと、適合性の判断ができないのかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 処理場、岸本です。

今の御趣旨、理解しました。おっしゃるとおり、ここ第三十五条第1項第6号、第7号、それぞれ、他の要件、負圧を維持するとか、そういったものとの兼ね合いで成り立っているものですので、そういう観点で、もう一度説明をさせていただくようにいたします。すみません。

○伊藤チーム員 規制庁の伊藤でございます。

では、よろしく願いいたします。

関連して、19ページを御覧いただきますと、検査の方法について整理をいただいておりますが、この中で、(2)の(機能等検査)の中で、性能検査についてお示しいただいておりますけれども、検査の項目として、これで必要十分なのかという点も、先ほどの他の設備

との関係で、検査で確認すべき機能がどこまでなのかというのを示していただいた上で決まってくるものだというふうに考えていますので、あわせて、この点についても整理をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 処理場、岸本です。

承知しました。先ほどの話の流れからすると、そのようになりますので、そういった観点で整理させていただきます。

○杉山委員 ほかにございますか。

島村さん。

○島村チーム員 規制庁、島村です。

続いて、第3編についてコメントさせていただきます。まず、第3編なんですけれども、こちら、22ページから始まりますけれども、今回、金属溶融設備ですとか、焼却・溶融設備のうちの圧力逃し機構ということで、それぞれの設備の一つの機能についての申請というふうに理解しておりますが、この施設は既存のものでございまして、それから、今回、圧力逃し機構という、具体的に言いますと安全弁等でございますけれども、そちらが申請されるということなんですけれども、この安全弁の要求につきましては、新規制基準の前の、旧の古い基準につきましても、安全弁を設置するという要求はあったと思うんですけれども、今回、この安全弁を設置することについて、申請されたという、その理由について、まず御説明をお願いします。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構の横堀です。

こちらにつきましては、おっしゃるとおり、従来からの安全弁等というものの要求はございましたけれども、我々の圧力逃がし機構につきましては、過去の認可、既設でもうっている設備ではございますけれども、こういった安全弁としての適合とか、そういったところについては、適合性として認可を取っていないというものではないということで、今回改めて、今回、申請に当たっては、許可との整合も考えて整理をしまして、ここに該当するものということで、今回申請をさせていただいているものでございます。

○島村チーム員 規制庁、島村です。

今まで申請はされていなかったけれども、今回、改めて申請することなので、今回、新規制基準の適合性確認で最後の申請ということでもありますので、漏れのないように申請をお願いいたします。

それから、第3編の個別の中身なんですけれども、まず33ページ、資料の33ページなんで

すけれども、こちらの33ページの下のほうの適合性の説明なんですけれども、二十一条の（安全設備）ということで、その第3号ということで、環境条件ということで、「全ての環境条件において、その機能を発揮する」という要求事項でございます。その説明が一番下の枠の中に書いてございますけれども、こちらに、先ほど2編のところにも似たような指摘がありましたけれども、こちらにつきましても、今回、既認可の機能として、炉内で異常な温度上昇、圧力上昇が生じた場合に、加熱停止等のインターロックを設けてというふうな記載がございます。それと、上のパラグラフのほうにも、温度ですとか圧力の異常といった条件が書かれておりまして、こちらの下の方の温度上昇、圧力条件が、どういった具体的な条件なのかということをご想定しているのか。それから、圧力逃し機構が、こちらの既認可の温度上昇ですとか圧力に対しても機能を維持することができるのかということについて、説明をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀です。

まず、既認可の部分でいただいている火災防止の観点でのインターロックも含めて入っていますけれども、こちらの異常な温度上昇に係るインターロックは、具体的な数字はヒアリング等でまた御説明したいと思っておりますけれども、1,000℃を超えるような設定値をしております。本当の異常燃焼ということで、基本的に、そのようなこと、温度上昇することはないんですけれども、設計上、そういったことを考慮して、インターロックが作動するような仕組みになってございます。

また、圧力ですけれども、こちら、98Paがインターロックの値となっております。基本、負圧ですとずっと運転処理をしておりますので、その中で、負圧、浅くなっていったら、98Paでインターロックが作動するような、そういった設計になってございます。

一方で、圧力逃がし機構ですけれども、通常の500℃程度であれば、こちらに記載のとおり、問題なく、十分強度を有して、問題ないと考えておりますし、異常な温度上昇に関しましては、1,000℃を越えると申しましたが、そういった場合でも、瞬間的なものでございまして、弁自体に何ら影響があるものではないというふうに考えてございます。

また、圧力につきましても、当然98Paということで、正圧側でも非常に低い値ではインターロック作動しますので、そちらの圧力につきましても、安全弁は問題なく正常に作動するといったものになってございます。

○島村チーム員 規制庁、島村です。

こちらにつきましても、既設も含めて御説明いただかないと、この条項への適合性につ

いて判断することはできないということですので、よろしく申し上げます。

それから、高性能フィルターなんですけれども、こちらにつきましても、そういった高温下ですとか、こういった条件で機能を保持することについては、ちょっと記載はないんですけども、そちらについてはいかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀ですけれども、こちらの高性能フィルターに関しましても、高温のHEPAフィルターというものを設置してございまして、耐火の温度も、たしか250℃とか、そういったものになりますけれども、こちらにつきましても、配管を通して、結構距離がございまして、放熱なども考慮して評価をして、大体、フィルターの手前側で、そういった温度まで行かないような状況になってございまして、問題なく使用できるものでございます。

○島村チーム員 規制庁、島村です。

じゃあ、その辺、まずヒアリングの際に詳しい御説明をお願いします。

それから、続きまして34ページなんですけれども、こちら第7号なんですけれども、第7号の4.のほうの説明、こちらにつきましても、「放射性物質が散逸し難いもの」ということで、今回の申請対象としています誤操作防止のインターロックですとか、圧力逃し機構だけではなくて、既設の、そのほかのインターロックですとか、それから、さらに外側の建家ですとかが関係して、「散逸し難いもの」という説明が必要ではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀です。

そちらにつきましても、承知いたしました。先ほど御指摘いただいたところと同様に、再整理をさせていただきたいと思っております。

○島村チーム員 規制庁、島村です。

よろしく申し上げます。

それから、続きまして35ページなんですけれども、こちら、許可との整合性のところになりますけれども、許可のほうでは、添付資料8の許可基準の安全施設に該当するところに環境条件の記載がございまして、そこですと、「焼却処理設備、金属溶融設備及び焼却溶融設備は、高温の焼却灰や溶融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め・遮蔽）が維持できるように設計する」という記載がございまして、この資料ですとか、申請書につきましても、その許可との整合性には記載がないように思いますので、追加の記載をお願いします。

それから、もう1点、このページで、やはり許可との整合性という観点なんですけれども、許可申請書の添付資料8の廃棄施設の概要という項目がございまして、そこでは「本設備の除染係数、除染係数というのは定義が熔融炉への投入放射能と排出する排気中に含まれる放射能の比と定義されておりますが、系統全体で $1 \times 10^6$ 以上となるように設計する」といった記載がございすけれども、こちらにつきましても、今回の申請等が関係するということであれば、許可との整合性について説明していただく必要があると思いたすが、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構の横堀ですけれども、まず、前段にいただいた焼却処理設備とか、そういったところを含めた許可の記載については、追加をさせていただきたいというふうに思います。

あと、最後にいただいた排気設備のところの概要で、除染係数云々の話がございましたけれども、こちらにつきましては、金属熔融設備や焼却熔融設備のプロセス系、通常の運転時に引っ張る排ガス系の除じん装置の除染係数ということで、その系統を通しての $10^6$ ということで、今回、圧力逃がし弁からは、これは独立した系統で、排気筒まで排出する系統になっておりますので、こちらはちょっと該当するものではないということで、そちらの記載は、ちょっと省略はさせていただきたいというふうに思っております。

○島村チーム員 規制庁、島村です。

それは了解いたしました。

それから、続きまして、第3編を終わらしまして、続いて第6編になります。資料の51ページに適合性の説明ということで、42条の適合性の説明なんですけれども、その枠の下のほう、42条第2項につきましては、こちらは現地対策本部に設ける設備ということで、こちらについては、先行のNSRRで認可済みで、それを共有することから、申請の範囲外というふうな記載がございす。それで、こちらのNSRRの平成29年の認可申請書を見ましたところ、こちらでは、衛星携帯電話・加入電話については、こちらで申請されております。それで、一方、こちらの今回の処理場の許可のほうを見ますと、衛星携帯電話・加入電話に加えまして、無線連絡設備を設置するというふうになっておりまして、許可との整合の観点から、無線連絡設備についても、設工認申請が必要ではないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 原子力機構、岸本です。

今、御指摘いただいた点ですけれども、今、ちょっと即答は、大変申し訳ありません、ち

よっとできないんですけども、一度、こちらでちゃんと許可での内容と、そのこのところのNSの設工認のところの整合をしっかりと確認させていただいた上で、それで、まずヒアリング等で事実確認をさせていただいて、追って回答させていただきたいと思います。大変申し訳ありませんが、お願いいたします。

○杉山委員 澁谷さん。

○澁谷チーム員 規制庁の澁谷です。

では次、第7編、避難用照明等についてお伺いいたします。スライドで言いますと、118ページのところの一番下のところで、「なお、避難用照明の点灯時間については、法令要求ではなく、各施設の最も距離があるところから避難するために要す時間を考慮して設定している」ということで、それで10分以上としているということなんですけれども、他法令では30分という書き方をしているものもあるようですけれども、10分で十分だというのは、それぞれの建家で最も避難経路が長くなるような部屋からの避難について、例えば第2廃棄物処理棟とか減容処理棟は構造が複雑なようなんですけれども、大体、何分何秒というふうに評価しているのかということについて、この場でということではありませんけれども、御説明をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀です。

そちらにつきまして、各施設、実際に避難をして、確認をしておりますので、そちらも改めてヒアリングで資料を作成しまして、御説明をさせていただきたいと思います。

○澁谷チーム員 規制庁、澁谷です。

お願いいたします。

では、続きまして第8編についてお伺いしますけれども、スライドの85ページ、お願いします。第二十一条の（安全設備）のほうですけれども、「箱型の保管庫は、鋼製の材料とすることにより、火災の発生を防止する設計とする」という記載がありますけれども、ほかの保管場所の適合性というのは建家で見るという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀です。

そちらは、おっしゃるとおりでございます。それ以外のところは、建家の一角、部屋を使って置場としているということから、建家で既に認可をいただいて、既認可という形で整理をしております。ただ、この箱型のものにつきましては、これ自体で鋼製の材料とすることで、火災の発生を防止する設計ということで、今回、こちらを適合の条文に追加を

しているものでございます。

○澁谷チーム員 分かりました。何となく記載漏れのように見えてしまいますので、建家で、既認可の建家のほうで、安全を確保しているところについては、床ですとか、壁ですとか、そういうものが既に不燃性のもので作られていると、そういうような記述を足していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀です。

おっしゃるとおりで、失礼いたしました。そちらを、こちらの適合性のところにもしつかり追加をさせていただいて、説明させていただきます。

○澁谷チーム員 規制庁、澁谷です。

よろしく願いいたします。

もう一つ、同じ86ページでお伺いしますけれども、第36条第1項第2号の適合性の、すみません、36条ですね、次の86ページですね、第2号の適合性の説明で、「建家の壁、床等でエリアを確保している保管場所については鉄筋コンクリート造と」、そういうことによって、「放射性廃棄物が漏えいし難い構造とする」とありますけれども、鉄筋コンクリート造だから漏えいし難いというのは、少し説明に飛躍がある感じがいたしますけれども、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀です。

そうですね、こちらにつきましては、鉄筋コンクリート造、廃棄物自体の漏えいということで、鉄筋コンクリート造、強度がある、そういった壁・床に囲われた部屋。ただ、確かにあの扉とか、そういったものも設けて、開口部がないとか、そういったところもございますので、少し、ちょっと記載を追記し、丁寧に説明をさせていただくようにしたいと思います。

○澁谷チーム員 規制庁、澁谷です。

記載の充実をよろしく願いいたします。

次、第9編について、固体廃棄物一時保管棟について質問します。スライド105ページをお願いします。技術基準の第三十六条、保管廃棄施設の第2項は、固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されたものであるということを要求しておりますと。運用面についても、シャッターを開く条件などを青文字で追記していただきまして、運用と一体となって、この要求事項が確保されているということが分かったんですけれども、シャッターにつきましては、搬入



時以外については閉であるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀です。

おっしゃるとおりです。シャッターについては、搬出入時以外は常時閉にしている状態でございます。

○澁谷チーム員 当然のことだとは思いますが、それについても記載をお願いいたします。

次、スライドの106ページ、109ページですけれども、これも許可整合になりますけれども、申請書の添付8のほうでは、第3条の地盤について、「放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算出する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける」という記載がありますけれども、本申請書のほうには、その許可整合について記載が見られないかと思しますので、記載をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀です。

大変失礼いたしました。そちら、記載を追記させていただきたいと思えます。

○澁谷チーム員 よろしく申し上げます。規制庁、澁谷です。

あと、スライドの112ページ、113ページに、遮蔽計算書を示していただいておりますけれども、こちらの遮蔽計算書では、管理区域内における放射線業務従事者の放射線障害を防止するための遮蔽が必要かどうかということ、つまり第16条の第2項の放射線障害を防止する必要があるところには、遮蔽設備を設けられていることに関する適合性の評価が必要かということが読み取れませんけれども、これは作業時間等の運用のほうで管理をすると、そういうことでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀です。

こちらにつきましては、遮蔽ということで、壁を考慮して、そちらを考えているものでございます。

○澁谷チーム員 規制庁、澁谷です。

私もそう思ったんですけれども、壁の内側の建物の中に入って作業をする方の放射線障害についての検討がなされているのかなというところが分からなかったのも、質問させていただいてるんですけれども。そちらは、評価はされていないということでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀です。

すみません。質問の意図が、こちらの解釈が悪くて申し訳ありません。中に入って点検

をするなどの作業従事者ということかと思えますけれども、こちらの施設、第2種管理区域という形になってございますが、ちょっとそちらの評価は、現状、ちょっと実施ができておりませんので、すぐに値は出ますので、改めてヒアリング等で結果を御説明させていただきたいと思えます。

○澁谷チーム員 規制庁、澁谷です。

承知いたしました。

最後になりますけれども、規制庁、澁谷ですけれども、最後の資料1-2で、前回の論点として回答いただいたところで、前回の趣旨としていたしましては、STACYとか大洗などの廃棄物施設においては、柵などを不法侵入対策の技術基準に適合する設備として申請しているんですけども、処理場では、なぜ運用対応としているのかという質問に対して、今回、お答えをいただきまして、 $\alpha$  固体廃棄物があるとか、炉があるとか、そういうリスクに応じて決めたという御説明でしたけれども、JAEAの施設を調べさせていただきますと、JRR-3の原子炉ですとか、あるいはHTTRのような炉のある施設でも、運用対応となっている場合がありますと、今回の説明だけだと、一貫した御説明になっていないような感じを受けますけれども、その点はいかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 原子力機構、岸本です。

おっしゃる点、こちらでも、例えばJRR-3とかで運用対応している点とかと理解しております。まず、率直に言いまして、以前あった設工認用整理ですね、あった段階で、それぞれ各施設で整理をかけていって、規制庁さんと相談しながら整理をかけていく中で、実態としては、そのときそのときで、ちょっと判断をしていたというところで、各施設でずれが生じたというところが実態かと思えます。ですので、そこに関しては、一応、処理場に関しては、こういう整理になるんですけども、その各段階各段階で、そういう判断をしたというところに関して、ちょっともう一回再整理させていただいて、現段階でどういうふうに考えるかという辺りをもう一回、ちょっとヒアリング等の場での事実確認を通しながら、御説明をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○澁谷チーム員 規制庁、澁谷です。

御回答ありがとうございました。先々週、現場確認をさせていただきまして、例えば排水のポンドですとか、入り口のところには、やはり頑丈な柵があって、ひょっとしたら人は乗り越えられるのかもしれませんが、恐らく車で突っ込もうと思っても、それは多

分阻止できるような、ちゃんと設備があるようにも見えましたので、その点なども含めて、再度御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○杉山委員 ほかにございますか。

金子さん。

○金子チーム員 規制庁、金子です。

一通り、今回、かなり多くの指摘をこちらからさせていただいております。これらの原因というか、なぜこんなにかなり多くの指摘をしたかということを考えてみますと、やはり書類的な記載が不足しているとか、あとはJAEAが設置許可の記載内容をよく確認していないので、記載内容と整合が取れていないとか、あとはヒアリングで云々かんぬんという説明がありましたけども、そもそも事実関係の説明をする際に、説明が不足していて、いわゆるまとめ資料というものがほとんど提出されていないとか、我々が指摘をしないと説明しないと、そういう状況が続いているからではないかと思っています。したがって、今後、ヒアリングで事実関係をするにしても、まとめ資料ですとか、そういったものは充実をさせていただきたいと思います。

また、今回の審査会合のやり取りの中で、審査会合で説明するというやり取りもありましたけども、基本的に、審査会合で指摘させていただいたことは審査会合で回答をすることが原則ですので、事実関係、純粋な事実関係についてはヒアリングという選択肢もあるかもしれませんが、原則、審査会合での回答をお願いしたいと思います。

さらに、あと、今回、前回の審査会合で、いわゆる二重丸（◎記号）問題といたしまして、申請の漏れがないかどうかについて御説明いただいた際に、資料1-2でしたか、それに対しての不備が確認されたので、今、再整理されているところかと思っています。その結果いかんによっては、今回御説明された内容についても、再度説明をいただくという可能性がありますので、今回、2編～9編までですか、都合6編説明いただきましたけども、その結果いかんによっては再整理、再説明をしていただく可能性があるということは、十分御認識をいただければと思います。

繰り返しになりますけども、このようなことをやっていくと審査の長期化につながりますので、必要な事実関係の説明ですとか、そういったものについては、十分準備をしていただいて、対応いただければと思います。

以上です。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 原子力機構、岸本です。

御指摘の点、大変申し訳ございません。そういったことがないように、しっかりとした資料、まずはこちらの準備をするようにさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

そして、あと、審査会合でいただいたコメントは審査会合で返すというのは、それは当然のことでございます、こちらでも理解しておりますので、あくまでもヒアリングは事実確認として、1回情報を出すということで、そこはちゃんと審査会合の場で、ちゃんと回答を返させていただきます。

あと、二重丸の話とか、そちらの再整理に関しても承知しました。その状況によっては話が変わってくるということで、理解しております。

繰り返しますが、最初に御指摘いただいた点、もっとしっかりと準備をして、そして審査を速やかに、審査の長期化を招かないように、しっかりと対応するという点、しっかりと対応したいと思いますので、どうも申し訳ございませんでした。

以上となります。

○杉山委員 ほかにごございますか。よろしいですか。

それでは、JAEAは、本日出た指摘事項、こちらに対する回答と次回の審査会合の資料、こちらの準備を進めてください。それらが準備でき次第、次の審査会合にて審議を続けたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の議題を終了いたします。

冒頭で、こちらの機材のトラブルで中断時間が生じてしまったことをお詫び申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第487回審査会合を終了いたします。ありがとうございました。